

熊市P協発第31号
令和2年7月17日

各小中学校PTA会長理事様
各小中学校PTA市P担当副会長理事様

熊本市PTA協議会
会長 松島 雄一郎
(公印省略)

PTA運営におけるお願い

日頃より熊本市PTA協議会へご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、皆様方におかれましては、新型コロナウイルスによる休校の影響で、PTA活動もままならず、大変ご苦勞を重ねられておられることと存じます。市Pにおいても同様に、昨年度末より主催行事がなかなか行えない状況にあります。

そこで、中止となった新任研修会や合同研修会でご周知する予定だった案件のうち、主なものを2点お知らせいたしますので、今後の参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

1 PTA活動における任意性について

- ・保護者の皆様や先生方で構成するPTAへの参加は強制ではない
※参加されないご家庭のお子様もPTAにおける支援の対象となるよう配慮する
- ・PTA会則における「会員」の条項に「在校生保護者や教職員は自動的に会員となる」のような強制的な表現が記載されていないか？
- ・PTA活動の案内文に任意性がわかる文言をいれる
- ・PTA会費についてはPTAに対する協力金という意味合いのものであり、(徴収するではなく)納入をお願いする

2 個人情報の保護

- ・保護者の皆様や先生方の個人情報の取扱いには充分留意する
- ・同意なく個人情報(個人を特定する情報)を記載した名簿等は作成しない
- ・保護者の連絡先等を学校などへ尋ねる場合は、ご本人の許可が必要

【もしもの場合に備え以下の保険へのご加入をおすすめします】

- 熊本市PTA協議会団体賠償責任保険制度
- 日本PTA全国協議会団体個人情報漏えい補償制度

※ いずれも資料は各単Pに配付済み(市Pホームページにも掲載)